

相続登記はお済みですか

問 住民環境課 戸籍係
☎476-1111(122)

不動産の所有者がお亡くなりになった場合、相続登記をされないと、「売買による所有権移転登記ができない」、「相続人が増えて、連絡が取れない相続人がいる」、「所有者が分からず、災害復旧のための工事が進まない」などの様々な問題が発生します。

法務局では、各種相続手続のために、戸除籍謄抄本の束の代わりとして、法定相続情報一覧図を交付する法定相続情報証明制度を運用しています。一覧図は、相続登記のほかに、預貯金の払戻しや相続税の申告、遺族年金の手続などにも使えます。

また、相続をめぐる紛争を防止するために、遺言者本人が遺言書の全文(財産目録を除く)、日付及び氏名を自書した自筆証書遺言書を法務局が保管する自筆証書遺言書保管制度も運用しています。

- 相続登記の申請書の様式は、法務局のホームページをご覧ください。
- 相続登記の申請についてのご相談は、お近くの法務局又は司法書士にご相談ください(法務局へのご相談は完全予約制です)。

【お問い合わせ先】 鹿児島地方法務局鹿屋支局 ☎0994-43-6790
鹿児島地方法務局曾於出張所 ☎099-482-0047

空き家解体支援制度がスタート！

問 企画調整課 企画政策係
☎476-1111(221・222)

町では定住促進施策の一環として、以下の条件を全て満たした場合に、当該土地にある家屋の解体費用を町が負担し、家屋解体及び名義変更に要した費用を宅地価格として売却する支援制度を始めました。寄附を検討いただける方はご連絡ください。

条 件

1. 公共下水道区域内であること
2. 土地所有者が町に土地を寄附(無償)していただけること(※名義変更可能土地)
3. 建築基準法に基づく建設可能土地
4. 宅地分譲適地であること

支援制度の流れ

- ① 土地所有者から町へ情報提供・問合せ等
- ② 町内建築業者等と町の協議(名義変更可能か、解体費用はいくらか等)
- ③ 協議がまとまった後、町予算(機械借上料・登記委託料)で解体及び名義変更
- ④ ③の経費のみを販売価格として分譲
- ⑤ 住宅建築による定住人口の増加・空き家の解消